

# 北名古屋市ジャンボプール非常時対応について

北名古屋市ジャンボプール利用者の安全確保のため、非常時については、下記のとおり対応しますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

## 記

### 1 風水害発生時

#### (1) 臨時休場

北名古屋市内に「特別警報」、「暴風警報」が発令された場合は臨時休場とします。

※ 「特別警報」、「暴風警報」以外の気象警報・注意報は、平常どおり開場

#### (2) 再開時刻

特別警報・暴風警報が解除された場合、原則、以下の表のとおり運営を再開します。

特別警報・暴風警報解除時刻	再開時刻
午前7時までに解除	午前9時から
午前8時までに解除	午前10時から
午前11時30分までに解除	午後1時30分から
午後0時30分までに解除	午後2時30分から

※ 午後0時30分までに解除されない場合は、休場とします。

※ 被害状況により上記時間に再開できない場合があります。

※ 上記基準に基づかない場合は、教育長が決定します。

### 2 地震・火災発生時

#### (1) 臨時休館

施設に甚大な被害があった場合、また、ジャンボプールを災害活動施設として使用する場合などは、臨時休場とすることがあります。

#### (2) 再開日

施設、市内被害の復旧状況に応じ、再開日を決定します。

#### (3) 利用者の皆様へのお願い

ジャンボプールを利用される方は、事前に場内避難経路の確認を行ってください。また、利用中に地震・火災等が発生した場合は、速やかに遊泳を中止し、係員の指示に従い、避難してください。

### 3 新型ウイルス等による感染症発生時

#### (1) 臨時休館

新型ウイルス等感染症拡大による国・県の「緊急事態宣言」の発令又は県内・市内の感染者発生状況により、臨時休館とすることがあります。

#### (2) 再開日

感染症発生状況に応じ、再開日を決定します。

※再開後においても人数制限、使用前の検温等の利用制限を設けることがあります。

### 4 「風水害」、「地震・火災」、「新型ウイルス等による感染症」発生時共通事項

#### (1) 臨時休場とした場合の周知方法

プール入口、市ホームページに臨時休場及び再開の案内を掲示します。

#### (2) 使用料還付

利用中に臨時休場となった場合、使用料は還付できませんので、ご了承ください。